

## 環境対応車導入促進助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、環境対応車を導入した場合、導入費用の一部を助成することとし、環境対応車の導入促進を図り、温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

### (助成対象車両)

第3条 助成対象車両は、車両総重量2.5t超の貨物自動車運送事業の用に供する車両であって、以下に該当する車両のうち、別表に定めるものとする。

- 1) 天然ガス自動車（新規登録車両に限る）
- 2) ハイブリッド自動車（新規登録車両に限る）
- 3) 電気自動車（新規登録車両に限る）
- 4) 燃料電池自動車（新規登録車両に限る）

2. 上記3) および4) の車両については、リースまたは割賦により導入した場合は車両の使用者に対し、買取の場合は車両の所有者に対し、別途、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員300人以下）の事業者であること）の条件を付す。

### (車両の登録)

第4条 助成金の対象となる車両は、令和6年4月1日から令和7年3月14日までに車両登録したものとする。

尚、手形により支払われたもの及び転貸リースにより導入された車両は対象外とする。

### (助成金額)

第5条 助成金額は別表に定める。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「環境対応車導入促進助成金交付申請書」により、令和7年1月24日午後5時までに申請を行うものとする。

但し、原則として当該年度の予算を超えた場合は、その時点で終了とする。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第7条 購入による導入の場合は、「環境対応車導入促進助成事業実績報告書(買取り)」により、リースによる導入の場合は、リース契約元が「環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース)」により令和7年3月24日までに実績報告をし、助成金の請求を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 千ト協は、助成事業実績報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

(申請の変更・取下げ)

第9条 交付決定後、申請の内容について変更、辞退及び事業の遂行が困難になったときは、速やかに千ト協が定める必要書類を提出するものとする。

(交付決定の取消と助成金の返還)

第10条 事業者は関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2. 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、千ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4) 事業者が千ト協を脱退したとき。

3. 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に事業者へ交付されているときは、千ト協は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4. 千ト協は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を期限を定めて命じることができ、返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付又は交付決定を行わないものとする。

1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反をしたとき。

2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(財産の処分の制限)

第11条 事業者は交付対象となった車両が、初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成20年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和4年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和5年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和6年4月1日より実施する。

【別表】助成対象車両および助成金額

助成対象車両		助 成 額	
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	最大積載量4 t未満	121,000円
		最大積載量4 t以上	458,000円
		車両総重量12 t超	(全ト協のみ)
ハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの	最大積載量4 t未満	96,000円
		最大積載量4 t以上	335,000円
		車両総重量12 t超	(全ト協のみ)
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの	車両総重量2.5 t超	(全ト協のみ)
燃料電池自動車	圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの	最大積載量4 t未満	(全ト協のみ)

※1 地方自治体の補助がある場合、千ト協と全ト協のそれぞれの助成額から減額することができる。

※2 定めのない車種の助成金交付額は、個別に判断する。